

# 第2次徳島県自転車活用推進計画

令和5年9月  
徳島県

## 【目次】

<b>1 はじめに</b> .....	<b>1</b>
1.1 計画策定の趣旨.....	1
1.2 計画区域.....	1
1.3 計画期間と関連計画.....	2
<b>2 徳島県の自転車を取り巻く現状・課題</b> .....	<b>3</b>
2.1 人口.....	3
2.2 地勢.....	4
2.3 交通手段.....	5
2.4 自転車道等の整備状況.....	9
2.5 渋滞.....	12
2.6 環境.....	13
2.7 観光.....	14
2.8 健康・運動.....	16
2.9 交通安全.....	18
2.10 現状と課題のとりまとめ.....	20
<b>3 計画の目指すべき方向性及び目標</b> .....	<b>21</b>
3.1 計画の目指すべき方向性.....	21
3.2 自転車の活用推進に関する目標.....	21
<b>4 計画の施策体系及び具体的な取組み</b> .....	<b>23</b>
4.1 自転車活用推進のための施策体系.....	23
4.2 施策の方向性と具体的取組み.....	24
目標 1 徳島ならではの資源を活用した新たな価値や魅力の創造.....	24
目標 2 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成.....	34
目標 3 サイクルツーリズムの推進による魅力ある観光地域づくり.....	41
目標 4 サイクルスポーツを通じた健康で活力ある社会づくり.....	51
目標 5 自転車事故のない安全で安心な社会の実現.....	55
4.3 施策の周知・拡充について.....	63
<b>5 計画の管理・推進体制</b> .....	<b>65</b>
5.1 計画の推進.....	65
5.2 計画の基本目標.....	66
5.3 計画のフォローアップ.....	66

# 1 はじめに

## 1.1 計画策定の趣旨

自転車は、子どもから高齢者まで幅広い世代が利用できる、環境にも優しい身近な交通手段であり、健康づくりはもとより、観光振興や地域活性化、機動性の高さによる災害時の活用などに繋がることから、近年、自転車を活用した取組みへの関心が高まっています。

このような中、国においては、平成29年5月に、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「自転車活用推進法」が施行され、平成30年6月には、自転車活用の推進に関する目標及び講ずべき必要な措置を定めた「自転車活用推進計画」が策定された後、社会情勢の変化等を踏まえ、持続可能な社会の実現に向けた自転車の活用の推進を一層図るため、令和3年5月に「第2次自転車活用推進計画」が策定されました。

一方、本県は、人口減少や高齢化が進み、地域の維持・発展のためには経済の活性化が急務となっている中、依然としてクルマ中心の社会構造となっており、交通渋滞や環境負荷の問題、さらには、高齢者による交通事故の増加や運転免許返納による新たな移動手段の確保など、さまざまな課題に直面しています。

自転車の活用は、脱炭素社会の実現、健康増進、観光振興などの効果が期待されており、自転車通行空間や駐輪場の確保、自転車交通ルールの周知、サイクルツーリズムの普及など、自転車を安全で快適に利用でき、地域振興に活用していくための多岐に渡る取組みを、進めていく必要があります。令和元年12月に、「徳島県自転車活用推進計画」（以下、「第1次計画」）を策定しました。

第1次計画に基づき、各地に点在する数多くの自然、歴史や伝統を物語る文化遺産を巡る「自転車王国とくしま公式コース」や、吉野川から沿岸部への美しい景観を楽しむことのできる「徳島自転車Ｔライン」の充実など、本県の課題を解決するための施策を進めてきましたが、今般のコロナ禍で見直された「新しい生活様式（ニューノーマル）」や「大鳴門橋自転車道」の設置に向けた事業着手と今後のサイクルツーリズムへの活用方法の検討など、本県における新たな自転車を取り巻く環境への対応が必要となっています。

こうした社会情勢の変化及び第1次計画での自転車施策の進捗等を踏まえるとともに、「2025年大阪・関西万博」、「2030年SDGsの達成」、「2050年カーボンニュートラル」などのマイルストーンを認識しつつ、新次元の「自転車王国とくしま」の実現に向けて県民及び民間事業者、行政が一体となって自転車の活用を総合的かつ計画的に推進するため、「第2次徳島県自転車活用推進計画（以下、「第2次計画」）」を策定します。

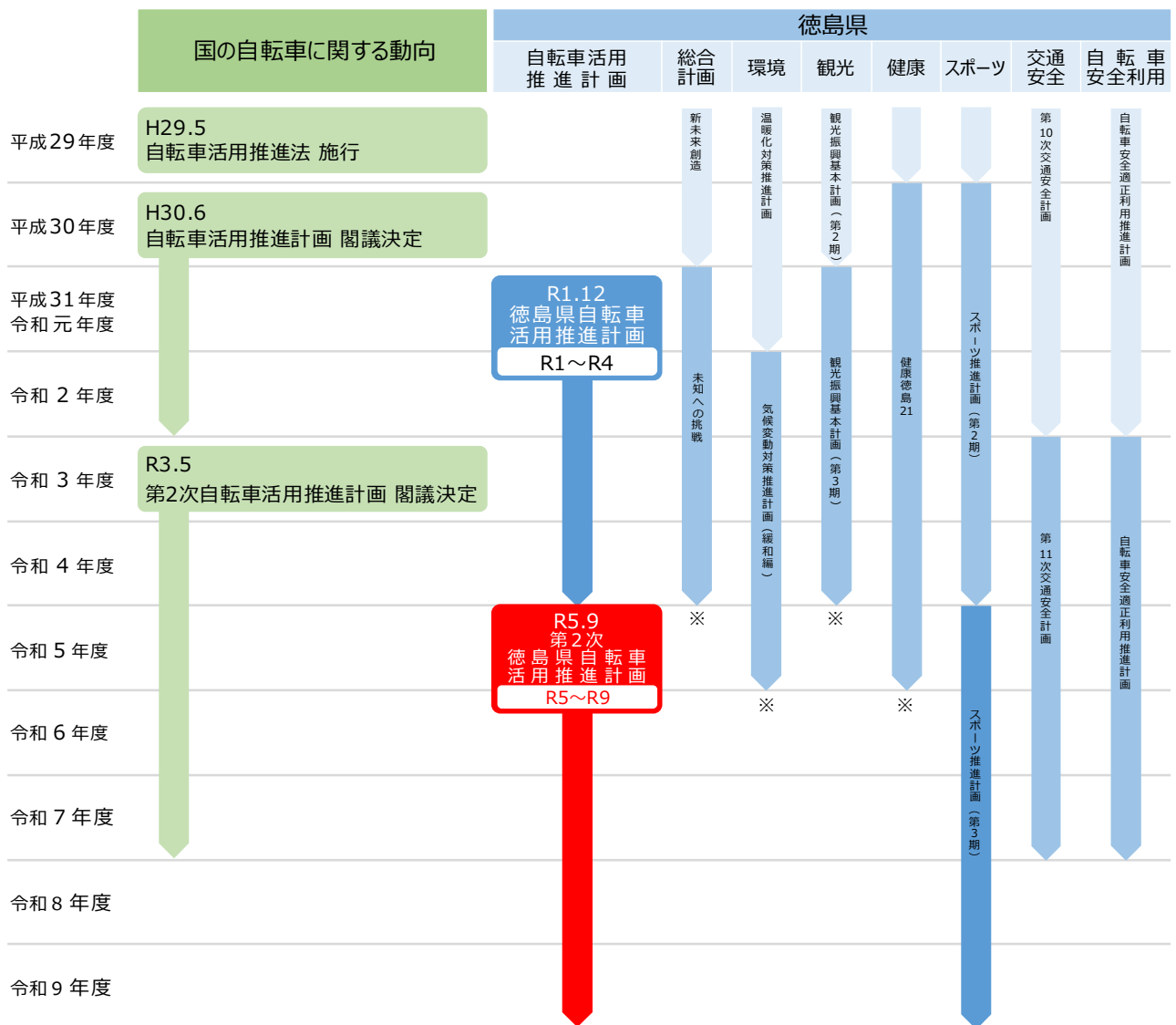
## 1.2 計画区域

徳島県全域を対象とします。

### 1.3 計画期間と関連計画

本計画は、国の「第2次自転車活用推進計画」を踏まえ、自転車活用推進法第10条に基づく都道府県版自転車活用推進計画とするとともに、県政の運営指針である「総合計画」をはじめ、関連計画との整合及び連携を図り、本県における自転車の活用による地域の活性化等に向けた取組みを総合的かつ計画的に推進するもので、市町村が自転車活用推進計画を策定する際の基本となるものです。

なお、計画期間は、令和7年度に開催される「2025大阪・関西万博」や関連計画、令和9年度の大鳴門橋自転車道の完成（予定）も見据えながら、令和5年度から令和9年度までの5年間とし、社会情勢の変化等により新たな施策の必要性が生じた場合や、よりよい施策に転換する必要がある場合は、柔軟に対応するものとします。



※次期計画を策定中